

佐久市中小企業

エネルギーコスト削減助成金

佐久市では、原油価格や原材料費高騰の影響を受ける市内中小事業者等を支援するため、エネルギーコストの削減、収益構造の改善等を目的とした省エネルギー性能の高い機器及び設備の更新に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

●対象事業者●

実績報告（事業完了書類）提出期限

令和9年2月19日（金）

自己の事業を営む事務所等で使用している設備等を更新する場合であって、次のすべてに該当すること

- ・市内に本店若しくは主たる事務所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業主
- ・おおむね5年以上の事業継続意思がある
- ・市税等の滞納がない
- ・暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者でない
- ・当該設備について、本助成の受給歴や他の国、県、市その他団体による同種の補助制度との重複がない

●対象設備・更新条件等●

区分	対象設備	更新条件等	助成対象経費	助成金の額
付帯設備	LED 照明	(1) 既存のLED照明以外の照明器具からの買換え又は交換であることに限る。 (2) 照明器具ごと交換するものに限る。 (3) 照明器具の交換に係る工事等が発生するものに限る。 (4) 自宅兼事務所等の場合は、事業の用途として使用する区域に設置されるものに限る。	本体の購入価格及び設置工事費（消費税を含む。）	助成対費経費の3分の1以内の額とし、25万円を上限とする。 ※令和8年度から補助率及び上限額を変更しました。
	空調設備・ボイラー・給湯設備 (設備工事等を伴わない設備を除く)	(1) 事業の用途に供されていると認められるものに限る。 (2) 製造から10年以上経過しているものを更新する場合に限る。 (3) 自宅兼事務所等の場合は、事業の用途として使用する区域に設置されるものに限る。		
	業務用冷凍冷蔵設備 産業用動力、変圧器 その他事業に必要な設備			
(令和8年度新設) 生産設備	工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン、その他の生産に必要な設備		助成対費経費の3分の1以内の額とし、300万円を上限とする。	

- ・申請は区分ごとに行うものとし、付帯設備の区分にあっては一つの申請につき、三つの対象設備まで申請することができます。
- ・上記以外にも、更新に関する細かな条件・注意事項があります。申請前に市ホームページをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

申請・お問い合わせ

佐久市役所 商工振興課

〒385-8501 長野県佐久市中込 3056

☎ :0267-62-3265

Mail:syoko@city.saku.nagano.jp



補助金ホームページ